













○共通科目

科目区分	履修区分	年次	授業科目	単位	備考
専門科目	関連	1	天文学入門	1	
		2, 3	就業体験実習(インターンシップ)	1	
		2, 3	就業体験実習(インターンシップ)	2	
		3	自然系博物館実習	3	学芸員資格取得者用
		2	フロンティアサイエンティストリテラシー	1	フロンティアサイエンティスト特別コース開講科目
		2	先端科学実習	1	フロンティアサイエンティスト特別コース開講科目
		3	先取りプロジェクト研究	5	フロンティアサイエンティスト特別コース開講科目 ※卒業要件外

○複合領域科学コースにおける科目区分、授業科目、単位数及び卒業要件は別に定める。



## 生 物 学 科

- (1) 卒業要件単位を100単位以上修得していること。
- (2) 教養教育科目の必修科目21単位を修得していること。
- (3) 3年次までの専門科目の必修科目をすべて修得していること。

※ ただし、岡山大学協定校への留学(EPOK等)によって3年次第3・4学期開講の必修科目を履修できなかった学生については、3年次第3・4学期必修科目を4年次に履修することを認める。この場合、課題研究は生物学科で行うものとし、履修を許可された教員のもとで課題研究を行う。

## 地 球 科 学 科

- (1) 卒業要件単位を96単位以上修得していること。
- (2) 教養教育科目のうち、高年次教養科目を除く必修科目20単位を修得していること。
- (3) 2年次までの専門科目の必修科目をすべて修得していること。
- (4) 3年次までの専門科目の選択必修科目のうち、実験・実習科目を5単位以上と、実験・実習科目以外の科目を26単位以上修得していること。

※ ただし、第3年次編入学学生については、上記(3)のうち、「地球科学ゼミナール5」及び「地球科学ゼミナール6」は、課題研究の履修要件に含めない。



## 8. 他学部開講の専門教育科目の履修について

他学部開講の専門教育科目の履修を希望する学生は、所定の「他学部科目履修許可願」を各学科教務・学生支援委員に提出しなければなりません。

提出された他学部科目履修許可願に基づき、各学科において卒業要件単位としての算入の可否を決定し、各学科の定める上限単位までは、卒業要件単位として算入することができる場合があります。

また、各学科において、予め卒業要件単位への算入基準等を以下のとおり定めていますので、各学科の指示により履修してください。

### 【卒業要件単位への各学科の算入基準等】

学 科	卒業要件単位に算入可能な他学部開講専門教育科目	算入上限 単位数
数学科	<ul style="list-style-type: none"><li>●教育学部開講の「教職に関する科目」※ (※他学部科目履修許可願の提出は不要です。)</li><li>●他学部科目履修許可願を提出した科目</li></ul>	14
物理学科	<ul style="list-style-type: none"><li>●理学部で開講されている科目の内容と重複しない物理学及び 物理学に関連する分野の科目 (例：流体力学に関する科目、エレクトロニクスに関する科目等)</li></ul>	8
化学科	<ul style="list-style-type: none"><li>●理学部で開講されている科目の内容と重複しない化学及び 化学に関連する科目</li></ul>	10
生物学科	<ul style="list-style-type: none"><li>●生物学に関する科目</li><li>●教育学部開講の「教職に関する科目」※ (※他学部科目履修許可願の提出は不要です。)</li></ul>	10
地球科学科	<ul style="list-style-type: none"><li>●地球科学に関する科目</li><li>●教育学部開講の「教職に関する科目」※</li><li>●文学部・教育学部開講の「学芸員に関する科目」※ (※他学部科目履修許可願の提出は不要です。)</li></ul>	10













	吉林大学の初級 2 クラス以上のクラスにおいて、成績評価が 60 点以上	中国語中級 中国語初級 II-1 (総合) 中国語初級 II-2 (総合)	4 単位まで
首都師範大学	首都師範大学の初級 1 クラスにおいて、成績評価が 60 点以上	中国語初級 II-1 (文法) 中国語初級 II-2 (文法) 中国語初級 II-1 (読本) 中国語初級 II-2 (読本)	4 単位まで
	首都師範大学の初級 2 クラス以上のクラスにおいて、成績評価が 60 点以上	中国語中級 中国語初級 II-1 (総合) 中国語初級 II-2 (総合)	4 単位まで
華東師範大学	華東師範大学の初級 1-2 クラスにおいて、成績評価が 60 点以上	中国語初級 II-1 (文法) 中国語初級 II-2 (文法) 中国語初級 II-1 (読本) 中国語初級 II-2 (読本)	2 単位まで
	華東師範大学の初級 1-3 以上のクラスにおいて、成績評価が 60 点以上	中国語中級 中国語初級 II-1 (総合) 中国語初級 II-2 (総合)	2 単位まで

備考 1 成績評価の評語は、「認定」とする。

- 2 一の授業科目について、同一科目名の繰り返し履修が可能な授業科目を除いて、重複して単位認定を行うことはできない。  
 3 既に単位を修得済みの授業科目について、同一科目名の繰り返し履修が可能な授業科目を除いて、重複して単位認定を行うことはできない。  
 4 授業科目の一部として上記が実施され、同科目の単位を修得した場合、重複して単位認定を行うことはできない。

## 1 3 . 岡山大学理学部における他の大学又は短期大学の専門教育 科目履修に関する内規

平成 16 年 4 月 29 日

学 部 長 裁 定

### (趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学理学部規程（平成16年岡大理規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、理学部学生が他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）の専門教育科目の履修（以下「他大学等履修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (出願手続)

第2条 理学部学生が、他大学等履修を希望するときは、次の各号に掲げる書類を提出することにより、理学部長に願い出るものとする。

- 一 他大学（短期大学）授業科目履修願（別紙様式）
- 二 その他必要とする書類

### (許可)

第3条 他大学等履修の許可は、教授会・協議会の議を経て行う。

### (単位の認定)

第4条 他大学等履修で修得した単位は、30単位を限度として教授会・協議会で認定のうえ卒業要件単位として取り扱うことができる。

### (その他)

第5条 この内規の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この内規は、平成16年4月29日から施行し、平成16年4月1日から適用する。



## **理学部成績評価の基準**

1. 成績評価は授業の教育目標に対する学習者の到達度をみるものであり、その目標と評価の方法は可能な限り具体的にシラバスに明記する。
2. 成績評価は、授業の形態（講義、実験、実習、演習、実技等）と内容に対応した適切で多面的な方法により行い、期末筆記試験などの单一手段のみによる一面的評価に偏重しないようにする。
3. 成績評価には、授業時間外の自己学習を通じて得られた学習成果が適切に反映されるように努める。
4. 同一科目について複数のクラスが開講される場合には、できる限り評価基準を統一し、担当教員による評価の個人差が生じないようにする。また、異なる科目の成績評価においても担当教員による著しい個人差が生じないように努める。
5. 成績評価の基準や方法に関する学生からの質問や疑問には適切に対応する。

## **成績通知**

履修登録科目の成績は、学期末に公開（各自がコンピュータで確認）します。  
なお、岡山大学では、保護者との連携により、学生に適切な修学指導を行うことを目的として、毎年度3月（入学した年度のみ9月と3月）に保護者の方へ成績を通知します。

## **他大学等の授業科目の履修について**

他大学等の授業科目の履修が理学部で認められた場合は、履修して修得した単位が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

他大学の授業科目の履修を希望する者は、所定の手続により履修を申し出ること。

（「岡山大学理学部における他の大学又は短期大学の専門教育科目履修に関する内規」を参照）

## **その他**

学生に関係あることは、事務室教務学生担当又は各学科の掲示板で連絡するので、見落とさないよう注意すること。





審議する。

- 6 不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学生が当該学期に履修している全ての授業科目（学期をまたがって履修する授業科目を含む。）の単位は認定しない。
- 7 共謀の不正行為にあっては、依頼者及び被依頼者とも原則として同一の処分とする。
- 8 停学期間は、3月を超えるものとし、始期は不正行為のあった日の翌日とする。
- 9 この取扱いは、平成28年4月1日から適用する。

## 16. 岡山大学理学部における成績評価異議申立に関する要項

〔平成27年11月 4日  
理学部学科長会承認〕

### (趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学の学生が、当該学生が履修した理学部開講科目に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (異議申立事由)

第2条 学生は、当該期の履修科目に係る成績評価について、異議ある場合は担当教員へ説明を求めることができる。担当教員からの説明を了承できず、かつ、次の各号の一に該当する場合に、理学部長へ異議を申し立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

### (異議申立手続)

第3条 異議を申し立てようとする学生は、履修科目の成績評価についての異議申立書（別紙様式1。以下「異議申立書」という。）を理学部教務学生担当に提出しなければならない。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として8日以内とする。
- 3 学生から異議申立があった場合、理学部長は異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。
- 4 当該授業担当教員は、速やかに、履修科目の成績評価についての異議申立に係る回答書（別紙様式2。以下「回答書」という。）により、理学部長へ回答する。
- 5 理学部長は、当該授業担当教員から提出のあった回答書の内容を調査・確認し、必要と認めるときは、当該授業担当教員からさらに詳細な説明を求め、又は成績評価の訂正を求めることができる。
- 6 理学部長は、異議申立書を受理した日から原則として8日以内に、当該異議申立の結果を文書により学生へ回答するものとする。

### 附 則

この要項は、平成27年11月 4日から施行し、平成28年度開講科目の成績評価から適用する。